

生徒手帳



北海道羽幌高等学校

目次

校訓，教育目標，日課表	1
生徒心得	2
服装規程	3
交通安全規程	4
アルバイト規程	5
部活動並びに对外活動参加規程	6
生徒会会則	9
部規程	1 3
選挙規定	1 4
校歌	1 6

—校訓—

堅 実 明 朗

—教育目標—

正しい判断力を養う
豊かな情操を養う
たくましい体力を養う

—日課表—

朝	の	H	R	8 : 3 0 ~	8 : 4 0
1	校	時		8 : 4 5 ~	9 : 3 5
2	校	時		9 : 4 5 ~	1 0 : 3 5
3	校	時		1 0 : 4 5 ~	1 1 : 3 5
4	校	時		1 1 : 4 5 ~	1 2 : 3 5
昼	休	み		1 2 : 3 5 ~	1 3 : 1 5
5	校	時		1 3 : 1 5 ~	1 4 : 0 5
6	校	時		1 4 : 1 5 ~	1 5 : 0 5
帰	り	の	H R	1 5 : 0 5 ~	1 5 : 1 0

生徒心得

1 一般心得

- (1) 常に人間として品位の向上に努め、地域社会の一員としての自覚を保持すること。
- (2) 社会規範を守り、公共物の保全に努めること。
- (3) 強健な身体を錬成するとともに、周到な注意をもって危険を未然に防止して心身の安全を守り、将来良き国民となることを期すること。
- (4) 男女交際は、お互いを尊重し、明朗純真であること。
- (5) 生徒間の金銭・物品の貸借は避けること。
- (6) 身分証明書は常に携帯すること。

2 校内生活

- (1) 登校後、放課までは校地外に出ないこと。やむを得ない場合は直ちにホームルーム担任の許可を受けること。
- (2) 校舎・校具は大切に取扱い、破損した場合は直ちにホームルーム担任あるいは事務室に届け出ること。
- (3) 校舎内の清潔整頓を常に心がけること。
- (4) 校舎内での拾得物は、生徒支援部に届け出ること。
- (5) 学習に必要なものを持ち込まないこと。
- (6) 職員室・事務室等への出入りの際は、用件を告げること。誰もその場にいないときは立ち入らないようにすること。
- (7) 校内で文書等を発行しようとする場合、あるいは他の発行物を配布しようとする場合は、あらかじめ学校に届け出て許可を受けること。
- (8) ポスターその他の掲示物は、あらかじめ生徒支援部の許可及び検印を受けること。

3 校外生活

- (1) 外出・外泊については次のことを守ること。
 - ア 外出する際は、行き先・用件・帰宅時間を家族に告げること。
 - イ 夜間外出は21時までとし、やむを得ない場合の他は避けること。
 - ウ 外泊は、やむを得ない場合に限り、双方の家庭の了解を得て行うこと。
- (2) 交通道德を守り、他の範となるように努めること。特にバス通学生は、乗下車の際は列列行し、老人や子供・病弱者をいたわり、席を譲るなど積極的に努力すること。
- (3) 飲酒・喫煙・薬物乱用など、法で禁じられていることはしない。
- (4) パチンコ店およびこれに類似の娯楽場・酒類等の提供を目的とする飲食店等、法で禁じられているところへの出入りはしないこと。
- (5) 校外団体への加入あるいは諸行事への参加は、あらかじめ学校に届け出ること。

4 制服

制服については、別に定めるところとする。

5 その他

- (1) 生徒会・部活動などの会合・行事などについては、あらかじめ届け出て許可を受けること。
- (2) 集会を行うときは、あらかじめ届け出て許可を受けること。
- (3) 下宿をするときおよびそれを変更するときは、ホームルーム担任に届け出ること。
- (4) 本籍・現住所に変更が生じたときは、ホームルーム担任に届け出ること。
- (5) 身の大きな変化あるいは突発的な事故が生じたときは、直ちにホームルーム担任に届け出ること。

服装規程

第1条 服装は清潔・質実・端正で本校生徒としての品位を常に保つものでなくてはならない。

第2条 登校時（土曜日・日曜日・祝祭日・休業日）は制服着用のこと。部活動はジャージでよい。

第3条 制服は次のとおりとし、変型を認めない。

(1) 羽幌高校オリジナル詰襟学生服

上衣に左襟に年級バッジ、右襟に校章バッジをつけること。夏服着用期間中は上衣を着用しなくてもよい。ただし、白のワイシャツ・開襟シャツを着用する。

(2) 羽幌高校オリジナルセーラー服（夏は白、冬は濃紺）

左胸左側に年級バッジ、右側に校章バッジをつけ、胸に指定されたチーフをつけること。下衣は羽幌高校オリジナルスカートと羽幌高校オリジナルスラックスのいずれかとする。

ただし、上記の全ての制服について、儀式等以外にポロシャツの着用を認める。

(1) 色は単色で白・黒・ネイビー、グレーの4色とする。

(2) 柄は胸部および背中上部（首元）にワンポイントで付いているロゴや文字に限る。

(3) 袖は半袖とする。

(4) 胸元のボタンは3個までのものとする。

(5) 胸ポケットの有無は自由とする。

第4条 儀式等以外を通年、ナチュラル・ビズ・スタイルとする。

儀式時：夏 服 6月中旬～9月中旬

冬 服 9月中旬～6月中旬

第5条 上靴は、学年毎に色分けされたラインのバレーボールシューズとする。

第6条 外被物は、高校生らしい色彩・型を選択し、不相当と認められるものは禁止する。

第7条 靴、その他の着用・携行品は華美なものを避け、実用的なものを選ばなければならない。不相当なものと認められるものは禁止する。

第8条 異装はあらかじめ生徒支援部の許可を受けるものとする。

第9条 その他

(1) 校舎内での外套の着用を禁止する。（ただし、教科担の許可をとれば可）

(2) 装飾具は禁止する。（イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪など）

(3) 化粧、マニキュア、頭髮の脱色・染色、パーマ等を禁止する。

附 則

この規程は昭和45年4月1日から施行する。

平成4年 4月 1日一部改正

平成10年 4月 1日一部改正

平成15年 4月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

令和6年 4月 1日一部改正

令和8年 4月 1日一部改正

交通安全規程

【目的】

第1条 この規程は、本校生徒の交通及び通学の安全並びに交通災害の防止を目的とする。

【自転車について】

第2条 自転車通学を希望する者は、「自転車通学届」をホームルーム担任に提出し、自転車点検に合格した後、自転車通学許可ステッカーを所定の場所に貼る。ただし、ステッカー代は自己負担とする。

2 自転車通学生心得

- (1) 自転車は自転車置き場に整頓して置き、鍵を必ず掛ける。
- (2) 自転車通学届で届け出た自転車以外を用いて登校しない。
- (3) 通学時や部活動への移動時にはヘルメットを必ず着用し、安全へ配慮する。
- (4) 自転車通学生は自転車保険へ必ず加入する。

【自動車学校への通学について】

第3条 進路決定者は次の各号を満たす場合、自動車学校へ通学することができる。ただし、進路未決定者についても家庭学習期間以降であれば次の各号を満たす場合、自動車学校へ通学することができる。

- (1) 生徒支援部から通学上の諸注意を保護者と共に受けた者。
- (2) 卒業の見込みがある者。
- (3) 「自動車学校通学届」「誓約書」を提出できる者。

第4条 原動機付き自転車及び自動二輪車の運転免許取得を目的とした自動車学校への通学は禁止する。

【その他運転免許の取得について】

第5条 その他特殊小型（水上オートバイ）などの免許の取得は原則禁止とするが、卒業後の就職先で必要な場合は生徒支援部で別途審議をする。

附 則

この交通安全規程は、昭和54年7月6日から施行する。

昭和59年	4月	1日一部改正
平成4年	4月	1日一部改正
平成10年	4月	1日一部改正
平成14年	4月	1日一部改正
平成19年	4月	1日一部改正
平成22年	4月	1日一部改正
平成29年	4月	1日一部改正
令和6年	3月	日一部改正
令和8年	4月	1日一部改正

アルバイト規程

【目的】

第1条 この規程は、生徒がアルバイトに従事する場合における、学校生活との両立を達成することを目的とする。

第2条 高校生としての本分である勉学・部活動に専念し、春季・夏季・冬季休業中以外のアルバイトは原則認めない。ただし、進路決定者については休業中以外のアルバイトを認める。

第3条 春季・夏季・冬季休業中のアルバイトについても、余暇の善用につとめ、できるだけ避けること。

第4条 次の各号を満たす者はアルバイトに従事することができる。

- (1) 生徒支援部からアルバイトに関する諸注意を受けた者。
- (2) 進級・卒業の見込みがある者。
- (3) 生徒支援部から「アルバイト許可証」を発行された者。
- (4) 特別指導期間中でない者。

第5条 下記のアルバイトに従事することは禁止する。

- (1) 高校生の出入り禁止場所での従事
- (2) 旅館、島の民宿など泊まり込みが必要な場合
- (3) 重労働・危険を伴う作業
- (4) 帰宅が21時以降になる勤務の場合
- (5) 居酒屋、アルコールの提供を主としているお店での接客
- (6) その他生徒支援部が不適切と考える勤務

附 則

この規程は昭和45年4月1日から施行する。

平成10年 4月 1日一部改正

平成15年 4月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 8年 4月 1日一部改正

部活動並びに对外活動参加規程

【部活動】

第1条 部活動とは、部活動等運営委員会に認められた部・同好会・外局の活動をいう。
また、部活動には顧問をおく。

【目的】

第2条 この規程は、本校における部活動並びに对外活動参加の基準及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

【對外活動参加の基本方針】

第3条 對外活動（大会参加・研究会・他校訪問・コンクール・練習試合・合宿）の参加にあたっては、生徒の安全、保護者の経済的負担等を考慮し、社会性の育成、及び個性の伸長を図ることを基本とする。

【部活動の制限】

第4条 部活動の制限については、次のとおりとする。

- (1) 平日の活動時間は18時までとし、19時までには下校させる。
 - (2) 活動は顧問の指導のもと行い、生徒の下校を確認する。
 - (3) 休業日の活動時間は8時から16時までとする。ただし、事前に校舎暖房使用届の提出により延長することができる。
- 2 平日は週に1日以上、休日は週に1日以上、生徒を休養させる。

【大会参加の制限】

第5条 大会参加の制限については、次の各号による。

- (1) 各部局は、高体連・高野連・高文連の主催・共催する大会を含め4回を限度として出場することができる。
- (2) 授業に支障のない試合、大会は練習試合として扱うことができる。

【對外活動の参加の資格】

第6条 對外活動に参加する生徒は、次の各号を原則満たした場合とする。

- (1) 保護者の承諾のあった者。
- (2) 連盟規約等に違反しない者。
- (3) 学習成績が著しく不良（評価・評定・仮評定1を有する）でない者。
- (4) 特別指導中でない者。
- (5) 出発の前日の時点で、欠席数が各教科・科目の実施時数の2割を超過していない者。
- (6) 部活動及びそれに準ずる活動を日常的に行っている者。
- (7) 校長が認めた者。

【大会参加の日程】

第7条 對外活動に参加する場合の日程は、次の各号とする。

- (1) 高体連・高野連・高文連の主催・共催する大会参加の場合は、生徒会遠征支給日程の定めによる。
- (2) その他の大会（規程で認められた大会・遠征）については、負担にならない範囲での参加とする。

【練習試合】

第8条 練習試合を行う場合は、授業に支障のない範囲で行うものとし、かつ日帰り日程とする。

【合宿】

第9条 合宿を行う場合は、授業に支障のない範囲で行うものとし、次の号による。

- (1) 日数は同一年度通算14日以内とする。
- (2) 顧問の同宿できない部は合宿できない。
- (3) 合宿中、参加生徒の態度が不真面目並びに非行が認められた場合は、合宿を解散させることもある。

【参加の手続き】

第10条 対外活動に参加する場合の手続きは、次の各号によることとし、原則として参加1週間前までに生徒支援部に提出し、校長の決裁を受ける。

- (1) 対外活動に参加する場合は、遠征計画書と参加承諾書、大会要項等を提出する。
- (2) 保護者より活動費用を徴収した場合は、活動後ただちに保護者へ決算を報告すること。

【特別な場合の参加資格】

第11条 近隣の学校及び高体連・高野連・高文連の各支部並びに道内・国内においての選抜チーム又は強化合宿等に参加要請があった場合、部局顧問会議で協議し、職員会議に諮る。

- 2 第6条(5)を満たさない場合のうち、授業の実施時数が少ない場合は部局顧問会議で協議し、職員会議に諮る。

【登録料・参加料・遠征費等】

第12条 登録料・参加料及び遠征費の支給は、以下のとおりとする。

- (1) 登録料
各連盟・協会等への登録料は、生徒会から支給する。
- (2) 参加料
ア 支部大会及び全道大会は、高体連・高野連・高文連が主催、共催する大会について、それぞれ年2回まで支給する。
イ 支部大会がない場合の全道大会についても支給する。なお、支部大会に参加せずに全道大会に出る場合は別途審議する。
- (3) 遠征費
ア 高体連・高野連・高文連が主催、共催する大会のみ支給する。
イ 支部大会及び全道大会は、それぞれ生徒1人に対し、年1回の支給とする。ただし、大会要項にある登録人数以内とする。
ウ 支部大会がない場合の全道大会についても支給する。なお、支部大会に参加せずに全道大会に出る場合は別途審議する。
エ 宿泊費は、一律1,500円とし、最長3泊まで支給する。
オ 交通費は旭川市内の場合3,000円。その他の場合は、実費または道旅費規程による。また、全道大会の場合は実費×0.7(10円単位切り捨て)または道旅費規程×0.7(10円単位は切り捨て)とする。
カ 同好会の遠征費は支給しない。
- 2 登録料・参加料及び遠征費において、年度内の転部や兼部により、各補助の回数の上限を超える場合は別途審議する。

【特別審議】

第13条 この規程によりがたい場合(個人参加等)は部局顧問会議で協議し、職員会議に諮る。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

昭和59年	4月	1日一部改正
平成4年	4月	1日一部改正
平成10年	4月	1日一部改正
平成15年	4月	1日一部改正
平成19年	4月	1日一部改正
平成20年	4月	1日一部改正
平成29年	4月	1日一部改正
平成29年	9月	7日一部改正
令和2年	4月	1日一部改正
令和4年	4月	1日一部改正
令和6年	4月	1日一部改正

北海道羽幌高等学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は北海道羽幌高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は全会員の健全な自治活動を通して、自主独立の精神を育成し、民主的で明朗、堅実な学校生活を確立することを目的とする。

第3条 本会は、羽幌高等学校生徒全員で構成する。

第4条 本会の活動は、特別教育活動として行われるものである。

第2章 機関

【機関および役員】

第5条 本会に次の機関をおく。

- (1) ホームルーム
- (2) 生徒大会
- (3) 代議員会
- (4) 執行部
- (5) 常任委員会
- (6) 部および同好会
- (7) 外局
- (8) 会計監査委員会
- (9) 選挙管理委員会

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 次の役員は全会員の投票によって選出するものとし、ホームルーム役員をかねることができない。

ア	会長	1名
イ	副会長	1名
ウ	書記局長	1名
エ	会計局長	1名
オ	会計監査委員長	1名
カ	議長	1名
- (2) 次の役員は各ホームルームから選出する。

ア	生活常任委員	2名
イ	文化常任委員	2名
ウ	体育常任委員	2名
エ	図書常任委員	2名
オ	選挙管理委員	1名
- (3) 次の役員は会長が委嘱する。

ア	書記局員	4名程度
---	------	------

【ホームルーム】

第7条 ホームルームは生徒会組織の基盤であり、各機関からの議題を討議し、議決事項を実行する。

第8条 ホームルームには委員長1名、副委員長2名をおく。

【生徒大会】

第 9 条 生徒大会は、本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

第 10 条 定例会は 5 月に開くものとする。

第 11 条 本会の召集は会長が行う。

第 12 条 定例会においては、次の事項について審議、決定する。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 年度事業計画に関すること。
- (3) 会則および規程の改廃に関すること。
- (4) 生徒会自治に関すること。
- (5) その他。

第 13 条 臨時会は次のいずれかの場合に開くことができる。

- (1) 全会員の 4 分の 1 以上の署名による請求のあったとき。
- (2) 代議員会が必要と認めたとき。
- (3) 会長が請求したとき。

第 14 条 生徒大会は全会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議案は出席会員の過半数の賛成によって議決する。

【代議員会】

第 15 条 代議員会は生徒大会につぐ議決機関であり、各ホームルームの委員長、副委員長で構成する。

第 16 条 代議員会は次の場合に、随時開くものとする。

- (1) 議長が必要と認めたとき。
- (2) 会長が請求したとき。
- (3) 代議員定数の 3 分の 1 以上の代議員が請求したとき。

第 17 条 代議員会は次の事項について審議、決定する。

- (1) 中間決算に関すること。
- (2) 細則の制定、改廃に関すること。
- (3) 部、同好会の設立、改廃、合併に関すること。
- (4) 第 6 条第 1 項による役員の解職に関すること。
- (5) 執行部、ホームルームから提出された議案に関すること。
- (6) その他生徒会自治に関すること。

第 18 条 代議員会は、定数の 3 分の 2 以上の代議員の出席で成立し、議案は出席代議員の過半数の賛成で成立する。ただし、細則の制定、改廃、議員の解職に関する議案は出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成で議決する。

【執行部】

第 19 条 執行部は、本会の最高の執行機関である。

第 20 条 執行部の構成、任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 執行部を総括し本会を代表する。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する。
- (3) 書記局長 各常任委員会の連絡調整にあたり、本会の庶務を処理する。
- (4) 会計局長 本会の会計に関する業務を統括する。

第 21 条 執行部の任期は 1 0 月 1 日から翌年の 9 月 3 0 日までとする。

【書記局員】

第 22 条 書記局員は書記局長を補佐し、本会の庶務を担当する。

第 23 条 書記局員の任期は 1 0 月 1 日から翌年の 9 月 3 0 日までとする。

【常任委員会】

第 24 条 各常任委員会は各ホームルームから選出された 2 名で構成し、その中から常任委員長を 1 名互選する。

第 25 条 各常任委員長は常任委員会を統括する。

第 26 条 常任委員会として次のものをおき、それぞれの業務を担当する。

- (1) 生活常任委員会 本会の保健衛生・風紀に関する業務にあたる。
- (2) 文化常任委員会 本会の文化的行事および生徒会誌『望潮』の企画編集に関する業務にあたる。
- (3) 体育常任委員会 本会の体育的行事および壮行会の企画運営に関する業務にあたる。
- (4) 図書常任委員会 図書及び図書館利用に関する奉仕と利用に関する業務にあたる。

第 27 条 各常任委員の任期は、4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで、1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までのそれぞれ半年とする。

【部】

第 28 条 部の規程は別に定める。

【外局】

第 29 条 外局として次のものを置く。

- (1) 吹奏楽局
- (2) ボランティア局

第 30 条 外局の役員は外局内で決める。

第 31 条 外局は年間行事計画を執行部に提出する。

【会計監査委員会】

第 32 条 会計監査委員会は、本会の会計に関する監査を行う。

第 33 条 会計監査委員会は、会計監査委員長と会計監査委員長が全会員の中から指名した 4 名で構成する。

第 34 条 会計監査委員会は、監査結果を執行部、代議員会に報告する。

第 35 条 会計監査委員長および会計監査委員の任期は、1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとする。

第 36 条 監査の規程については別に定める。

【選挙管理委員会】

第 37 条 選挙管理委員会は本会の役員の選挙の管理運営にあたる。

第 38 条 選挙管理委員会は各ホームルームから選出された 1 名の委員で構成し、その中から委員長 1 名を互選する。

第 39 条 選挙管理委員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 40 条 選挙に関する規程は別に定める。

【議長】

第 41 条 議長は生徒大会および代議員会の議事運営を行う。

第 42 条 議長の任期は 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 3 章 解職

第 43 条 生徒会役員の解職については、全会員の 4 分の 1 以上の署名により選挙管理委員会に解職請求することができる。選挙管理委員会が発議し、代議員会で出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成のあったときその役員を解職する。

第 4 章 会計

第 44 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 45 条 本会の経費は会費、入会金およびその他の収入による。会費、入会金の額は生徒大会において定める。

第 5 章 改正

第 46 条 本会則を改正する場合は代議員会において出席代議員の 3 分の 2 以上の賛成により発議し、生徒大会で出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則

本会則は、昭和 46 年 12 月 23 日より施行する。

平成 10 年 4 月 1 日一部改正

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 16 日一部改正

令和 8 年 4 月 1 日一部改正

部規程

第1章 総則

第1条 この規程は生徒会会則第28条にもとづいて制定する。

第2章 設立及び改廃

第2条 各部は年度末に、その年度の活動報告書を添付して継続願を執行部に提出する。

第3条 新たに部を設立しようとする場合は、部設立願を執行部に提出する。

第4条 部の設立願の内容は次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 設立趣旨
- (3) 発起人名簿
- (4) 顧問・部長
- (5) 年間活動計画書もしくは年間活動報告書

第5条 部・外局の改廃については以下のとおりとする。

- (1) 各部および部活動の活性化を目指して審議されるものとする。
- (2) 各部が次のいずれかの状態となった場合、審議の対象とする。
 - ア 構成人員が0人となった場合。
 - イ 大会への参加が1年間なかった場合。
 - ウ 日常的な活動が行われていない場合。

第3章 構成および運営

第6条 部は加入を希望する会員によって構成する。

第7条 構成人員は定めない。

第8条 部長は部員の互選によって選出する。

第9条 退部の際は、顧問・担任・生徒支援部に退部届を提出するものとする。

第4章 経費

第11条 部の経費は生徒会から支出するが、予算を超過した分についてはその部内で処理する。また、経費を不正に使った場合は、その部は廃部とする。

第12条 部長は執行部の指示した日までに年間の予算申請書を提出する。

附 則

本規程は、昭和46年12月23日より施行する。

平成10年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

選挙規程

第1章 総則

第1条 この規程は生徒会会則第43条にもとづいて制定する。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会（以下委員会と称する）は生徒会の役員選挙に関する事務ならびに管理を行う。

第3条 委員会はこの規程に定める以外に委員会の運営に必要なことを定めることができる。

第3章 選挙権および被選挙権

第4条 本生徒会会員はすべて選挙権を有する。

第5条 被選挙権は1・2年生に在籍する会員が有する。ただし、4月1日から9月30日までの間に行われる補充選挙においては3年生に在籍する会員もこれを有する。

第6条 選挙管理委員は、被選挙権を有せず、選挙運動をすることもできない。

第7条 選挙管理委員が立候補する場合は、その前に委員を辞職しなければならない。

第4章 立候補

第8条 2つ以上の役職に立候補することはできない。

第9条 立候補する者は委員会の定める様式に従い、責任者1名の氏名を添えて委員会に届出をするものとする。

第5章 選挙運動

第10条 選挙運動の期間は、届出直後から立会演説会までとする。

第11条 選挙ポスターは委員会の制定する用紙5枚以内の使用を認め、委員会で定めた場所に掲示できる。ただし検査印のないものは無効とする。

第12条 立会演説会は投票日に委員会によって行われる。

第6章 投票

第13条 選挙は1名1票の無記名投票で行い、代理投票および不在者投票は認めない。

第14条 投票用紙は委員会で制定した用紙を用いる。

第7章 開票

第15条 開票は投票終了後、ただちに委員会が行う。

第16条 次の場合は無効投票とする。

- (1) 所定の用紙を用いていないもの。
- (2) 所定以外のことを記入したもの。
- (3) 委員会が「判定不能」と判断したもの。

第17条 委員会は開票の結果を公示しその記録を保管する。

第18条 異議申し立ては、開票結果公示の翌日までとする。

第 8 章 当選

第 19 条 立候補者が定員より多い場合は、得票数の多い順に当選とする。

第 20 条 信任投票の場合は有効投票（白票を含まない）の過半数の信任票をもって当選とする。

附 則

本規程は昭和 47 年 10 月 26 日より施行する。

平成 10 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

北海道羽幌高等学校 校歌

大塚 盈 作詞
松田 喜一 作曲

1 2 3
つゆ らうき なみし りくま てはき やちし まにお はかと はよ るいせ かーき にてて なさほ ぞいし えはい なてつ すにる ひかた
ろおけ きるし のの の おそう からみ ー のもた ぞえも めよて いい ささき
ー ひいお のの みちれ すあき ずかび しるし くく ー せゆよ いうう しえよ んん ー
のの ー かしあ ぜんし にりた たさお つすう もも のの ー ははほ ぼほろ
ー うう うう ー わわ れれれ らら うもと たとお わめさ んん ー

校 歌

一、連なりて 山ははるかに

なぞへなす 広きこの丘

望めいぎ 瞳すずしく

清新の 風に立つもの

羽幌高校 我等謳はむ

二、鉦脈は 地に通ひて

さいはてに 香るこの空

燃えよいぎ 命明るく

悠遠の 真理さすもの

羽幌高校 我等求めむ

三、雪しまき 潮と寄せきて

星凍つる 猛しこの海

保ていぎ 己きびしく

洋々の 明日負ふもの

羽幌高校 我等徹さむ